



平成 31 年度 (2019 年度) ソウル日本人学校入学案内

平成 31 年 4 月 1 日

I 学校の性格

本校はソウルジャパンクラブ(SJC)によって設立・運営される私立学校である。本校はソウル及びその周辺に駐在する日本人の保護者の子女に対し、日本国憲法、教育基本法、学校教育法に従い、文部科学省の定める学習指導要領を基準とし、初等及び中等教育を施すことで、日本における教育との一貫性を確保することを目的とするものである。したがって、本校を卒業することで直ちに韓国の中等あるいは高等学校への入学資格を得る、あるいは編入が認められるものではない。

II 入学資格

1 次の条件に該当し、学校運営委員会の承認を得た者であること。

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 日本語による教育に耐え得ること
- (3) 日本人である保護者が韓国に駐在しており、親子ともども帰国を予定していること
※注 1) 駐在とは・・・日本企業等の赴任・駐在をいう。韓国企業等の在職の邦人は審査の対象となる。
※注 2) 帰国を予定している・・・日本企業等以外は帰国を客観的に表す証明書が必要。
- (4) 保護者は、SJCの正会員・賛助会員として入会すること
- (5) 上記「I 学校の性格」について、十分に理解できていること

2 日本国籍を有しない者は、原則として入学できない。但し、次の(1)のいずれかに該当し、且つ(2)、(3)及び(4)の条件を満たす者については、学校運営委員会の承認を得て入学できる。

- (1) ①日本駐在韓国公館から、在日韓国僑胞子女であることを確認する書類を受領した者
②大韓民国国籍以外の外国人で日本永住権を有する者
③外国系大韓民国籍子女で、韓国の管轄教育庁から特殊性を確認する書類を受領した者
- (2) 保護者が韓国に一時的に滞在しており、親子ともども帰国を予定していること
- (3) 現在まで日本で日本の教育を受けてきており、帰国を予定していること
- (4) 日本語能力が、日本の教育レベルに達していること。

※韓国籍の子女に対しては、大韓民国の国内法に基づき、3年以上海外に居住していなければソウル日本人学校を含む外国人学校には入学できない。(2010.3.1)

3 上記 1, 2 のいずれかの条件を満たし入学資格のある者であっても、教員の数、教室の広さ等、人的・物的な理由により、各学部においては入学を保留又は認められない場合もある。

- (1) 幼稚部については年少 30 名程度、年中 40 名程度、年長 50 名程度の学年定員を越えた場合
※ 年度当初、幼稚部の入園申込者が各学年の定員を超える場合には、次の①～②のことを踏まえ、抽選の日時を指定し、抽選で入園者の順位を決定する。

① SJC 正会員の子女を優先する。

② 入園時に、本校の小学部 3 年生以下に入学・入園もしくは、在籍する兄弟姉妹がいる者を優先する。

- (2) 特別な配慮を要する子女の場合

本校には特別支援学級は設置されていない。特別な配慮を要する子女（身辺自立に支援が必要な子女、医療行為が必要な子女等）については、必ず事前に相談すること

本校の就学指導委員会で検討し、学校運営委員会が受入の判断を行う。面接及び入学検査の結果、受入が認められない場合もある。

※**中学部 3 年生においては、受験指導並びに受験手続きを適切に行うために、原則として、5 月 1 日以降の編入学は認めない。**しかし、特別な事情等がある場合は学校運営委員会が受入の判断を行う。

Ⅲ 入学手続き

1 在籍校で受け取る書類（小・中学部）

- (1) 在学証明書
- (2) 教科用図書給与証明書
- (3) 学校関係書類（指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票など）

※上記は、担任の先生から渡されたら**厳封されたまま預かってきて**ソウル日本人学校に提出してください。できるだけこの方法をとっていただくと事務手続きがスムーズです。

2 教科書の受領手続き【教科書は、必ず受領してきてください。】

※在籍校で手渡された「教科用図書給与証明書」を次のいずれかの所に持参し、ソウル日本人学校で使用している教科書を受領して来韓して下さい（在籍校とソウル日本人学校で使用している教科書が異なることがあるため）。

財団法人海外子女教育振興財団

〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル 6階

電話：03-4330-1341 FAX：03-4330-1355

〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞ビル 3階

電話：06-6344-4318 FAX：06-6344-4328

3 本校に提出する書類

- (1) 在学証明書（小学部・中学部）
- (2) 入学申込書（本校指定の用紙）
- (3) 本人（入学者）のパスポートの写し（パスポートNo. と顔写真の頁） 1部
- (4) 保護者（両親）のパスポートの写し（パスポートNo. と顔写真の頁） 各1部
- (5) 保護者（両親）の出入国事実証明 各1部（入園・入学後1ヶ月以内）
- (6) 韓国籍のみの園児・児童・生徒の出入国事実証明 1部（願書提出時まで）
- (7) 保護者（両親）の外国人登録証の写し 各1部（入園・入学後1ヶ月以内）
- (8) SJC会員証の写し 1部（入園・入学時まで）
- (9) 家庭連絡個票（本校指定の用紙）
- (10) 自力・バス利用者会申込書（本校指定の用紙）
- (11) アンケート（幼稚部・小学部・中学部）

※入学に関する書類は、本校へご来校いただき、お受け取りください。また、**郵送等は受け付けておりません。**

ソウル日本人学校

〒03919 SEOUL 特別市麻浦区 WORLD CUP 北路 62 GIL 11

（2014年4月からソウル市による住所変更）

電話 308-2010（代）

572-7011（事務室）

FAX 572-6972

E-mail gakk@sj.s.or.kr

URL http://www.sj.s.or.kr/



IV 諸費用（平成31年度）

（単位：ウォン）

項目		幼稚部☆年少・年中の徴収額は年長に準じます。			小学部	中学部
		年少	年中	年長		
入学金 (中学部への内部進学者は徴収せず)	(S J C 会員)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
授業料 (月額)	(S J C 会員)	460,000	420,000	420,000	300,000	300,000
☆	校舎改築積立金 (月額)			50,000	50,000	50,000
	通学バス代 (月額 利用者のみ)			122,000	122,000	122,000
	P T A会費 (年額 三期に分納)			30,000	30,000	30,000
	冷暖房費(月額)			20,000	20,000	20,000

※編入されるお子様にかかる教材（お便り帳・ドリル・ワーク・問題集等）は、個別に日本に発注しますので、教材費・郵送料・手数料等が別途必要となります。

- 1 入学金については、幼稚部から小学部への内部進学者についても徴収いたします。小学部から中学部への内部進学者については徴収いたしません。3人以上の兄弟姉妹が入学若しくは在籍する場合には、3人目以上の子女に対し、入学金の徴収額から20万ウォンを減額して徴収いたします。
- 2 入学金、授業料、教育活動費、校舎改築積立金、通学バス代、冷暖房費は、入学後、請求書をお渡しします。銀行の「ATM」・インターネットでお振り込みください。なお、3ヶ月の滞納があった時は、去就について学校運営委員会で協議し、相談いたします。
- 3 教材費等も請求書をお渡ししますので、銀行の「ATM」・インターネットでお振り込みください。
- 4 本校を保護者の事情等で退学した者で、再び本校へ入学希望する場合の入学金は、退学から再入学まで6ヶ月以内の場合は、入学金は原則として徴収しません。
- 5 上記の金額については、日割り計算はいたしません。月額単位で納入いただきます。

V 学期区分・休業日（予定）

- 1 授業日 第1学期 4月 1日 ～ 7月 31日
第2学期 8月 1日 ～ 12月 31日
第3学期 1月 1日 ～ 3月 31日
- 2 休業日 学年始休業 4月 1日 ～ 4月 10日
夏季休業 7月 20日 ～ 8月 18日
冬季休業 12月 21日 ～ 1月 7日
学年末休業 3月 11日 ～ 3月 31日
毎週の土曜日と日曜日
韓国の祝祭日（子どもの日、釈迦誕辰日、顕忠の日、光復節、
秋夕、開天節、ハングルの日、聖誕節、旧正月、3・1節）
創立記念日 5月 8日
校長が定めた日（臨時休業、休日参観の振り替え等）

VI その他

- 1 始業時刻は、小中学校は、8時10分（8時ごろまで登校）、幼稚部は9時40分です。（欠席の連絡は7時30分から受付）
- 2 学校が終わる時刻は、学年・曜日によって異なりますので、詳しくは各担任から連絡します。
- 3 小学部3年生までは、保護者の方の送迎が必要となります。（自力、バス）
- 4 本校は給食がありません。毎日お弁当と水筒持参が原則です。
- 5 P T A活動には積極的に協力していただきます。
- 6 通学バスを利用するご家庭は、別紙プリント「バス運行路線図」「通学バス利用の手引き」「バス利用に関する質疑応答」「通学バスのしおり」等をよくお読みください。
なお、通学バスは保護者のバス利用者会によって運営されています。場合によっては、通学バスが利用できない場合もあります。
- 7 教育課程上の事故やけが等に対応するため韓国国内の保険（学校傷害保険）に全員加入しています。ただ補償額は1回の事故やけがに対して上限が500万ウォンとなります。また、請求には医療費の領収書が必要です。詳しい請求方法につきましては、学校にお問い合わせください。
- 8 編入学に際して準備するもの等については、「各学部のしおり」（別紙）をよくお読みください。
- 9 本校が海外にある日本人学校の特性から、積極的にP T A活動等に参加してください。
- 10 ソウル日本人学校は、S J C（ソウルジャパンプラブ）が経営母体となっていますので、保護者の皆様はS J Cへの入会（正・賛助会員）が必要になります。入会の手続きは、下記S J C事務局にお問い合わせください。

S J C（ソウルジャパンプラブ）事務局

ソウル特別市鐘路区 清溪川路 41 永豊ビル 12 階

電話 739-6962~3 FAX 738-2813